

# 10CFR50 Appendix R に不適合

1981年～

2004年～

Appendix Rのもとで  
免除申請を活用

NFPA805 (パフォーマンス・ベース  
の火災防護) へ移行

※1981年～2004年までは、パフォーマンスベースの評価に基づく免除申請のみが Appendix R要件への不適合に対する唯一の対応手段であった。

## Appendix Rの系統分離要件

- 3時間耐火の防火障壁で分離する。
- 水平方向に20FT(6.1m)以上、可燃物あるいは火災ハザードの介在がない状態に分離し、火災感知器及び自動消火システムを設置する。
- 1時間耐火の防火障壁で分離し、火災感知器及び自動消火設備を設置する。

3つの要件に対する  
工学的な根拠は不明